

議会運営委員会 会議録

日 時 令和6年8月23日（金曜日）
午前10時00分開会、午前11時50分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

(1) 令和6年第4回（12月）定例会の日程（案）について

(2) 令和6年第3回（9月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア	報告	8件
イ	条例	8件
ウ	補正予算	5件
エ	契約・財産の取得	4件
オ	市道の認定等	2件
カ	その他の単独議案	1件
キ	人事	1件
ク	人事（諮問）	1件
ケ	決算	4件

③ 請願・陳情について

(3) 請願・陳情によらない意見書の提出について

医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める意見書の提出について

(4) 土浦市議会議場内補助資料投影用ディスプレイ運用基準に関する申合せ事項の変更について

(5) 土浦市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

(6) 請願・陳情の審査について

受理番号6 より高い倫理観と品位を持った議会運営に関する陳情書

(7) 台南市との友好交流協定締結記念事業に対する議員派遣について

(8) 議員研修会の開催について

(9) その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 吉田 千鶴子
副委員長 目黒 英一
委員 小坂 博
委員 勝田 達也
委員 矢口 勝雄
委員 田中 義法
委員 菅井 歩美

欠席委員（0名）

その他出席した者

議長 島岡 宏明
副議長 鈴木 一彦

説明のため出席した者（4名）

副市長 小林 勉
市長公室長 山口 正通
財政課長 瀬古澤 時人
財政課財政係長 小神野 昭博

事務局職員出席者

局長 櫻井 良哉
次長 元川 宏
次長補佐 小野 聡
主査 津久井 麻美子
主幹 高橋 陽平
主事 古宮 英剛

傍聴者（0名）

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

(「ありません」との声あり)

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 おはようございます。今日は早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。まだ暑いですが、皆さんお体のほうは御自愛なされてお過ごしたたでしょうか。私もさすがにこの暑さに少しやられておりまして、と言いながら、元気にやっておるわけでございます。9月議会これからこの議員運営委員会を皮切りに始まってくるわけでございます。重要な案件もたくさんございますので、皆様方の慎重審議よろしく願いいたします。今日はよろしく願います。

○吉田委員長 早速、協議事項に入ります。協議事項1令和6年第4回(12月)定例会の日程(案)について協議をお願いします。執行部より説明をお願いします。

○小林副市長 それではサイドブックスの議会運営委員会、令和6年8月23日開催、資料1を御覧いただきたいと存じます。第4回定例会の日程でございますけれども、12月3日火曜日開会、12月19日木曜日の会期でお願いしたいと存じます。

○吉田委員長 ただ今の件で何か御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですので、それでは、令和6年第4回定例会の日程については、執行部説明のとおりといたします。つぎに、協議事項(2)令和6年第3回9月定例会の運営について協議をお願いします。執行部から日程について説明をお願いいたします。

○小林副市長 第3回定例会の日程案でございますけれども、9月3日火曜日開会、9月25日水曜日、閉会の会期でお願いしたいと存じます。その他、全員協議会の案でございますけれども、開会初日、9月3日火曜日、9時30分から令和5年度決算の認定及び、令和5年度土浦都市開発株式会社の決算状況について御説明させていただきたいと存じます。また、一般質問の最終日でございますけれども、9月11日水曜日、9時45分から、土浦市教育委員会委員の任命の同意、人権擁護委員候補者の推薦について御説明させていただきたいと存じます。また、最終日でございますけれども、現在のところ案件はございませんけれども、必要が生じた場合に開催をお願いしたいと存じます。以上でございます。

○吉田委員長 何か御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ではつぎに、上程される議案等の説明をお願いします。まず報告について、執行部から説明をお願いします。

○山口市長公室長 令和6年9月第3回定例会に提出をいたします、議案等の説明をさせていただきます。サイドブックスの議会運営委員会、令和6年、8月23日開催、資料3定例会議案概要をお願いいたします。まず、今回の提出案件は、1ページの表紙にもございますように、報告8件、議案21件、諮問1件、認定4件、合わせて34件でございます。2ページをお願いいたします。提出案件の一覧です。提出案件は、報告とい

たしましては、専決処分3件、法人の経営状況3件、健全化判断比率等2件。議案といたしましては、条例8件、補正予算5件、契約・財産の取得4件。ページ3にまいりまして、市道の認定等2件、その他の単独議案1件、最終日に提出いたします人事案件1件、人事に関する諮問1件、決算の認定4件でございます。4ページをお願いいたします。報告案件について説明させていただきます。まず、専決処分の報告です。報告第21号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、小野地先において、相手方車両が、市道新治北640号線、小町の館周辺を走行中、道路の陥没箇所にて右後輪が接触し、車両の一部が破損した事故の和解でございます。報告第22号消防施設管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、大岩田地内において、設置してあった防火水槽標識が腐食により倒れ、敷地内に駐車中の相手方車両に接触し、車両の一部が破損した事故の和解です。5ページをお願いいたします。報告第23号公園管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、神立公園内駐車場において、公園内の樹木の枝が落下し、駐車中の相手方車両の一部が破損した事故の和解です。以上3件の和解に係る専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により和解成立日に専決処分したものであり、同条第2項の規定により報告するものがございます。6ページをお願いいたします。つづきまして、法人の経営状況です。報告第24号から第26号につきましては、資本金等を2分の1以上出資している法人につきましては、地方自治法の規定により、決算に関する書類を提出することとなっていることから、一般財団法人土浦市産業文化事業団、一般財団法人土浦市農業公社及び株式会社ラクスマリーナの令和5年度の決算状況を報告するものです。主な事業の概要及び決算状況については、記載のとおりとなっております。なお、事業決算報告書につきましては、後ほどサイドブックに掲載いたしますので、御確認いただきたいと思っております。7ページをお願いいたします。つづきまして、健全化判断比率等です。報告第27号及び第28号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、議会に報告するものです。報告第27号令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告につきましては、表を御覧いただきたいと思っております。一つ目の実質赤字比率は、二つ目の連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字ではありませんでした。実質公債費比率は、過去3ヶ年平均で、5.8パーセントとなり、昨年度の5.1パーセントから0.7ポイント上昇し悪化しております。将来負担比率は昨年の5.1パーセントから2.2ポイント改善し、2.9パーセントとなりました。この結果、4つの指標いずれも、国の早期健全化基準を下回っております。つぎに、報告第28号令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告につきましては、公営企業の単体の赤字の割合を示すもので、対象となる、農業集落排水、水道、下水道事業、いずれも資金不足は生じておりませんでした。報告案件についての説明は、以上でございます。

○吉田委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

○勝田委員 4ページですね。報告22号の支柱が折れましたというお話なんですけども。これ駐車には折れてなかったのか、要は途中で折れてと。そういうことでしょうか。

○山口市長公室長 駐車してる時には折れていなかったということで、老朽化、腐食に

よりまして根元のあたりから標識が折れてしまったということで、それが倒れて車両に当たったということでございます。以上でございます。

○**勝田委員** こういう市の施設に関して、こういったことというのは、ほかにも起こりうる可能性ってあると思うんですね。たくさんありますから、そういったものを見回りとかを。これ要望ですよ。していただいて、今回けが人とかいないから良かったんですが。ちょっと何か腐食で折れて倒れたっていうのは、例えば道路陥没とか樹木と比べてもちょっと何かあったときには問題になりやすいような感じがしますので、その辺りよろしく願いいたします。

○**山口市長公室長** ありがとうございます。防火水槽標識につきましては、この事故があった後点検を行ったということでございますけれども、御指摘のとおりほかにもいろいろ施設ございますので、こちらの注意喚起を行いながら庁内の方に注意喚起して参りたいと思います。ありがとうございます。

○**吉田委員長** その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○**吉田委員長** つぎに、条例について、説明をお願いします。

○**山口市長公室長** 8ページをお願いいたします。今定例会に提出を予定しております議案のうち、まずは条例について説明させていただきます。議案第58号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、生活困窮者自立支援法等の改正に伴い、文言の修正や条項ズレを整理するなどの改正であり、一部を除き、公布の日から施行するものです。議案第59号土浦市税条例の一部改正につきましては、所得税法等の改正に伴い、条項ズレや文言を整理するなどの改正であり、一部を除き、令和7年4月1日から施行するものです。議案第60号土浦市手数料条例の一部改正につきましては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、条項ズレや文言を整理するなどの改正であり、一部を除き、令和7年4月1日から施行するものです。9ページをお願いいたします。議案第61号土浦市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の改正に伴い、健康保険証の廃止により、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定を削除する改正であり、本年12月2日から施行するものです。議案第62号土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正につきましては、産業競争力強化法の改正に伴い、条項ズレを整理する改正であり、公布の日から施行するものです。議案第63号から第65号につきましては、現在、本市で進めております、公共施設等再編・再配置計画に基づき、老朽化などにより、今年度末をもって閉館となる施設の条例を廃止するものです。議案第63号は、土浦市勤労青少年ホーム。議案第64号は、土浦市生涯学習館。議案第65号は、土浦市青少年の家それぞれの施設の廃止条例を令和7年4月1日に施行するものです。条例改正についての説明は、以上でございます。

○**吉田委員長** ただ今の件で、何か御意見ありますか。

○目黒副委員長 議案58号の改正前の進学準備給付金で改正後、進学・就職準備給付金であるんですけども、進学は、大学のほうに進学する場合でよろしかったでしょうか。また就職につきましては、大学生が就職するのみか、もしくは、今までお仕事されてなかった方が新たに就職というか仕事につくってことで、給付される内容なのか、ちょっと説明いただけたらと思います。

○山口市長公室長 ちょっと今のところ把握しておりませんので、後程すいませんお答えさせていただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 それではないようでございます。つぎに、補正予算について説明をお願いいたします。

○山口市長公室長 10ページをお願いいたします。補正予算について説明させていただきます。議案第66号は、一般会計補正予算第2回、議案第67号から第70号は、各特別会計の補正予算です。今回の補正は、予算総括表にございますとおり、歳入歳出それぞれに、一般会計に16億8,612万7,000円。特別会計全体で1億7,691万8,000円。合計で18億6,304万5,000円を追加し、総額で1,026億1,682万4,000円とするもので、当初予算に見込めなかった事業費等を計上するものです。具体的な内容は、11ページの概要を御覧ください。2款総務費1項総務管理費8目財産管理費につきましては、市役所旧庁舎の早期売却に向けて、敷地の境界を確定させるため、地積測量(旧本庁舎敷地及び沼地駐車場)に係る委託料を補正計上するものです。2款総務費1項総務管理費2目財政調整基金費につきましては、地方財政法の規定により、決算上の剰余金については、2分の1以上の額を積立又は繰上げ償還しなければならないとされており、令和5年度の剰余金から、当初予算で計上した額及び今定例会において計上する補正予算の財源として充当する額を差し引いた、残りの額を財政調整基金に積み立てるものです。2項徴税費2目賦課費につきましては、6月議会において補正計上いたしました、定額減税をしきれないと見込まれる方に対して、所得税については1人当たり3万円、個人市県民税については1人当たり1万円を、それぞれの所得割税額との差額分を支給する物価高騰対応重点支援給付金において、基準日となる6月3日付けで、あらためて算定したところ、不足が見込まれることから、給付費を追加計上するもので、当事業は全額国費で賄われることから、歳入には特定財源として国庫支出金を同額計上するものです。なお、給付金は、全額国庫支出金で賄われます。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、令和5年度の介護保険における、低所得者の保険料軽減分の実績に伴い、一般会計から特別会計へ繰出金を増額計上するものであり、歳入には特定財源として国庫支出金を計上するものです。5目老人福祉費につきましては、2項目ございます。1つは、4月1日付けの人員配置に伴い、老人福祉センター「湖畔荘」に新たに配置した職員の人件費に不足が生じることから、人件費を含む指定管理料を増額計上するものです。2つ目は、ふれあいセンター「ながみね」における、設備の年次検査において、高圧ケーブル等の

不良が指摘され、早期に改修する必要があることから、更新工事費用を計上するものです。2項児童福祉費2目児童福祉対策費につきましては、産後に不安を抱える産婦に対して、訪問、通所または宿泊等を通じて心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業において、利用者負担の減免制度の拡充などにより、利用希望者が増加していることに伴い、事業費の不足が見込まれることから、増額計上するものです。歳入には特定財源として国庫支出金を計上するものです。5款農林水産業費1項農業費5目農業委員会費につきましては、国の支援制度を利用して、所有農地を農地中間管理機構に貸し付け、協力金の交付を受けた農業者の相続人から、当該農地の一部を売却したいとの申し出があり、協力金の支給要件である10年間の貸付期間を満たさなくなることから、国への返還金を計上するもので、歳入には、特定財源として、農地所有者からの返還金を計上するものです。6款商工費1項商工費2目商工業振興費につきましては、東京圏から移住して就業や起業する者に対して移住支援金を支給する、わくわく茨城生活実現事業において、支援金の支給を受けた者が転出し、支給要件を満たさなくなったことから、県への返還金を計上するもので、歳入には特定財源として、支給者からの返還金を計上するものです。7款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費につきましては、茨城県が事業主体となっている、木田余地区の急傾斜地崩壊対策事業における、事業費の変更に伴い負担金を増額計上するものです。歳入には特定財源に地方債を計上するものです。4項都市計画費3目建築指導費につきましては、建築物耐震化推進事業において、能登半島地震の影響などにより、木造住宅の耐震診断の希望者が増加していることに伴い、事業費の不足が見込まれることから、増額計上するものです。歳入には特定財源として国庫支出金を計上するものです。8款消防費1項消防費3目消防施設費につきましては、市では現在、老朽化した荒川沖消防署と南分署を統合し、新たな消防署を整備するに当たり、候補地の買収に必要な土地評価を実施するための費用を計上するものです。12ページをお願いいたします。9款教育費1項教育総務費2目事務局費につきましては、2項目ございます。一つ目は、中学校等の休日の部活動の地域移行に当たり、本市でも地域の団体に委託し着手しておりますが、今般本市が重点地域に指定され、課題解決に向けた実証事業として、スポーツフェスティバルを開催するための費用等を増額計上するものです。歳入には特定財源として県支出金を計上するものです。二つ目は、友好交流都市である台南市との交流の一環として、幼少期から国際感覚を養うことを目的に、本市と台南市の小学生がオンラインを通じて交流を行うに当たり、紹介動画を作成するための費用を計上するものです。2項小学校費1目学校管理費と、3項中学校費1目学校管理費の1つ目につきましては、同様の事業でございまして、感染症対策を継続し、安心安全な学習環境を整備することを目的に、国の補助金を活用して、小中学校に、空気清浄機やCO2モニターなどの換気対策物品を追加配備するための費用を計上するものです。歳入には特定財源として国庫支出金を計上するものです。3項中学校費1目学校管理費の2つ目は、現在、特別支援学校に在籍し、入院中の生徒が、退院後に公立中学校に転校することに伴い、必要な医療的ケアを行うため、看護師を派遣する費用を計上するものです。歳入には特定財源として国庫支出金を計上するものです。4項社会教

育費 2 目文化財保護費につきましては、建築・土木工事予定地の、埋蔵文化財の試掘・確認調査において、当初の想定よりも規模の大きな調査があったことに伴い、事業費の不足が見込まれることから、増額計上するものです。1 2 目青少年の家管理費につきましては、公共施設等再編・再配置計画に基づき、当該施設を今年度末に閉館することに伴い、翌年度以降に予定しております施設の解体に向けた、事前のアスベスト含有調査を実施するための費用を計上するものです。1 3 ページをお願いします。つづきまして、特別会計です。駐車場事業特別会計の 1 項目めは、駅西駐車場の老朽化に伴う外壁の剥離を改修するための費用。2 項目めは、令和 5 年度の決算に伴い、剰余金を特別会計の財政調整基金へ積立て及び一般会計へ繰出するための費用を計上するものです。国民健康保険特別会計の 1 項目めは、保険者証とマイナンバーカードの一体化に伴うシステム改修費用。歳入には財源となる国庫支出金の計上。2 項目めは、令和 5 年度の決算に伴い、剰余金を特別会計の財政調整基金へ積立てるための積立金を計上するものです。後期高齢者医療特別会計は、令和 5 年度の決算に伴い、剰余金を、一般会計へ繰出すための繰出金を計上するものです。介護保険特別会計の 1 項目めと 2 項目めは、4 月 1 日付けの人事異動により、職員の配置に変更があったことに伴う、職員給与等の人件費の付け替えによる増減。3 項目めは、令和 5 年度の決算に伴い、国や県、社会保険診療報酬支払基金への返還、一般会計への繰出し及び剰余金の介護給付費準備基金へ積立するための費用、4 項目めは、令和 5 年の重層的支援体制整備事業の実績に伴い、一般会計へ繰出すための繰出金を計上するものです。補正予算につきましては以上でございます。

○吉田委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 つぎに、契約・財産の取得から決算について、説明をお願いします。

○山口市長公室長 1 4 ページをお願いいたします。契約の締結、財産の取得について説明させていただきます。予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事等の請負契約及び予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産等の取得につきましては、条例により議会の議決が必要なことから、議案として提出するものです。議案第 7 1 号乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結につきましては、校舎棟、屋内運動場棟の屋根や内部改修のほか、渡り廊下の改修などについて、一般競争入札の結果、山本・折本特定建設工事共同企業体が 8 億 6, 7 9 0 万円で、1 5 ページをお願いいたします。議案第 7 2 号同じく乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良電気設備工事請負契約の締結につきましては、校舎棟では、高圧受変電設備工事や、屋内運動場棟では放送設備工事などについて、一般競争入札の結果、株式会社星総合設備が 1 億 8, 3 5 3 万 5, 0 0 0 円で、議案第 7 3 号も同じく乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事請負契約の締結につきましては、衛生設備器具改修工事や屋内外給排水設備改修工事などについて、一般競争入札の結果、山田空調設備株式会社が 2 億 5 1 7 万 2, 0 0 0 円で、それぞれ落札をいたしました。1 6 ページをお願いいたします。議案第 7 4 号財産の取得について、荒川沖消防署配置水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型)の購入につきましては、指名競争入札の結果、日本機械工業株式会社が 7 4 9 万 1, 0

00円で、落札いたしました。以上4件の契約及び財産の取得について、契約を締結するに当たり、議決をお願いするものでございます。17ページをお願いいたします。つづきまして、市道の認定等です。議案第75号市道の路線の認定につきましては、17ページの中都38号線。18ページの真鍋四丁目14号線のいずれも、民間会社の開発行為に伴い、市道認定するものです。19ページをお願いいたします。議案第76号市道の路線の廃止につきましては、隣接地所有者への払下げに伴い、並木四丁目7号線を廃止するものです。20ページをお願いいたします。つづきまして、その他の単独議案です。議案第77号茨城租税債権管理機構規約の変更につきましては、一部事務組合が、規約を変更しようとする際には、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の協議により定め、都道府県知事の許可を受ける必要があり、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を要することから、茨城租税債権管理機構規約の変更に関する協議について、議案として提出するものです。内容に関しましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、国税となる森林環境税について、市町村が賦課徴収することに伴い、機構が共同処理する事務に国税を加えるものです。21ページをお願いいたします。つづきまして、決算の認定です。認定第1号令和5年度土浦市歳入歳出決算の認定につきましては、一般会計では、令和4年度と比較いたしますと、歳入では市税や交付税の増、歳出では民生費の増などにより、歳入歳出ともに大きく増加しております。特別会計でも、国保特会等で減となったものの、歳入歳出ともに前年度より増加しております。認定第2号は、水道事業、認定第3号は下水道事業の決算の認定でございます。認定第4号令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、解散した一部事務組合にあたっては、地方自治法の規定により、事務を継承する地方公共団体において、決算について議会の認定に付さなければならないとされていることから、議決をお願いするものです。22ページをお願いいたします。つづきまして、最終日に提出を予定しております人事案件と人事に係る諮問です。議案第78号土浦市教育委員会委員の任命の同意につきましては、1名が6月23日をもって任期満了となることから、任命の同意をお願いするものです。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、1名が12月31日をもって任期満了となることから、法務大臣に推薦するに当たり、意見を伺うものであります。説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○吉田委員長 ただ今の説明で何かありますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 追加議案の提出については以上であります。その他、執行部から何かありますか。

○小林副市長 ありません。

○吉田委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

<執行部 退席>

○吉田委員長 では協議に戻ります。つぎに、請願・陳情についての協議に移ります。受理番号10市議会議員の公職選挙法遵守に関する陳情書について、事務局から説明願

います。

○元川事務局次長 事務局のほうからまずその内容について、御案内させていただきたいと存じます。資料につきましては、資料4をお手数でもお開きいただければと存じます。

御準備よろしいでしょうか。まずちょっと全体の話、御案内させていただきたいと存じます。1ページ目が請願陳情文書表となっております。現時点で提出期限まであと1週間ございますけれども、こちらの表に記載のとおり、これまでに提出されましたのが、請願1件、陳情8件という状況でございます。それでただ今御案内がございました、受理番号10、市議会議員の公職選挙法遵守に関する陳情書につきましては、こちらの資料の2ページ。2から5ページにございます3ページの方に趣旨及び陳情事項ということで記載がございますので、まずこちらの方、朗読させていただきたいと存じます。



趣旨でございます。陳情事項がその下にございます。1といたしまして、市議会議員を対象に公職選挙法遵守の意識についてチェックリスト等によるヒアリング、調査の実施と。問題があった場合の調査結果の公表を括弧といたしまして、チェックリストの案を添付いたします。調査はできれば定期的に行っていただきたい。ということで1ページから4ページ5ページになるんですけども、こちらが陳情者の方が案として添付してきた公職選挙チェックリストというような内容になっておりますのでこちらの方について、御協議をお願いしたいと存じますよろしくお願ひいたします。

○吉田委員長 皆様から、ただ今の件につきましてありますか。事務局案ということでこういった形はいかがかということで御案内できればと存じます。

○元川事務局次長 現在先例集のほうに請願陳情の部分で記載があるんですけども。こちらの案件につきましては、内容としては議員個々人の政治活動に関する内容でございます、ここの陳情書の中では、違反していますと明言されておりますけれども、こちらの法に違反するか否かを判断するのは警察とか、そういった所管の機関が判断する部分でございます、そういった意味を考えますと、議会で審査するのは、適当ではないのではないかということで。先例集を確認しましたところ先例集の96の部分で、読み上げさせていただきますと、議長は受理をした請願及び陳情の取り扱いについて、議会運営委員会に諮問することができる。この場合において当該請願及び陳情に、つぎに、掲げる内容が含まれるときは、その扱いを全員、全議員への報告にとどめるものとするというものがございまして、そのぶら下がり7項目、こういうものが考えられるとい

うことで公序良俗に反するものとか、あと個人の誹謗中傷とか、そういった項目の中の一つにですね、陳情書の内容が議会で審査することが適当でない判断されるものという項目がございました。ですので、こちらの先例に倣って取り扱ってはいかがかと存じます。

○吉田委員長 皆様からただ今の説明に対しまして、質疑があれば、お願い申し上げます。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ありがとうございます。事務局案というお話をいただきました。それでは、ただ今、他になければ、そのとおりに判断をさせていただきたいと存じます。それでは、ただ今事務局説明のとおりに、また議長も同意ということのお話でございますので。

○島岡議長 この件に関しましては慎重に副議長、そして事務局、そして議運委員長と詳細に調べまして結論を出したところでございますので、全員協議会において、私が口頭で報告をさせていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○勝田委員 文章は出さないということで、口頭でこういうものが出てますよということでしょうか。

○吉田委員長 はい。一応確認をしますが、元川次長すいません。そういったことで、取り扱いとしてはよろしいということで。

○元川事務局次長 先ほど申し上げた先例集のほうでは全議員への報告にとどめるものとするということで、その報告の方法とかまでは、明記がございませんので、そういった形でも全員に報告ができる形であれば、特に問題はないのかなということで事務局のほうは考えております。

○勝田委員 もちろん文書だから口頭でということなんですけど、この今日の会議はこれは公開されるんですか。

○元川事務局次長 こちらは公開になります。

○鈴木副議長 通常、最後皆さんにお諮りして、この資料のみの公表、非公表は最後の段階で議運の皆様のご決定において、決めるということ、私のほうからちょっとお願いしたいんですが。

○吉田委員長 ただ今副議長からございました。この案件に関しましては、最後に再度皆さんにお諮りするという形をとりたいと存じます。資料の公表非公表ということについての取り扱いですね、そのことについて、協議をしたいというふうに思います。それでは、この案件に関しましては、先ほど議長からもございました。そしてまた事務局の説明もございました。そのとおりにさせていただきたいと存じますが。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 では受理番号10については、ただ今のおおりに、決定をしたいと存じます。市外者からの郵送によります受理番号11母が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情について、事務局から説明を願います。

○元川事務局次長 つづきまして、資料6・7ページでございます、受理番号11につ

きましては、市外者からの郵送によるもので、母が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情書でございます。内容は、中国の気功集団「法輪功」の修練を理由に、同国で逮捕拘留されている陳情者の母親の救援への協力を求めるというもので、陳情事項は、駐日中国大使館、在中国日本大使館、日本の外務省に対する早期救出の働き掛け及び早期救出を求める意見書の国への提出となっております。市外者からの郵送による陳情につきましては、先例において議会運営委員会に報告し、全議員への報告について諮り、本会議には上程しないとされております。つきましては、全員協議会において全議員に配布する形でよろしいか、御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 皆様、御意見等はございますか。

○勝田委員 先例とおりに配布でよろしいかと思えます。

○吉田委員長 それでは、受理番号11については、事務局説明のとおり、先例に基づき、全員協議会において全議員に配布することで、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは、受理番号11についてはただ今のとおり決定いたします。つぎに、受理番号12から17まで、同一の方からの陳情となりますので、まとめて事務局から説明願います。

○元川事務局次長 次の、受理番号12から17までは、先ほど審議していただきました受理番号10市議会議員の公職選挙法遵守に関する陳情書と同じ陳情者から提出があったもので、土浦第二小学校の通学路の安全対策、及び匂橋や開蓮橋などの老朽化した橋の管理に関する陳情でございます。なお、前回、第2回定例会において不採択とされました、受理番号1、2、3の土浦第二小学校の通学路の安全対策に関する陳情書も、当該陳情者から提出されたものでございました。各陳情について、趣旨や陳情事項に類似する点もございますので、受理番号順に一括して説明させていただきます。まず資料8ページから18ページまでになっておりますけれども、受理番号12土浦第二小学校通学路の危険箇所区間における、生活道路用柵の設置に関する陳情書につきましては、9ページをお願いいたします。9ページのほうに趣旨と、陳情事項ということで記載がございます。趣旨といたしましては土浦第二小学校の通学路に関しまして、道路の幅員が狭く、防護施設の設置は困難な状況であったところを、近年、幅員が狭い道路でも、歩行者等を保護できるようにするための、生活道路用柵が開発されており、未対策のまま放置されている通学路の危険箇所について、このような新しい技術等を取り入れて、安全の向上に努めて欲しいというような内容でございます。陳情事項といたしましては土浦第二小学校の通学路の危険箇所区間における生活道路用柵設置の検討というものです。以降、5ページから14ページまでに生活道路柵に関する資料、15ページ16ページに現地の状況写真。また17、18ページにウィキペディアからの八街児童5人死傷事故の記事のほうに添付されてございます。つづきまして、その続きで資料が19ページからになります。24ページまで、こちらが受理番号13番、そちらに二小前交差点の通学路点検に関する陳情書となっております。こちらが20ページのほうに趣旨陳情事項がございますので、こちらの説明させていただきます。こちらの陳情の趣旨とい

たしましては、当該交差点に関しまして、土浦市通学路安全プログラムでの対策内容が、道路拡幅のみであり、拡幅が困難なため現状維持とした上で、対策済みとしているが、対策方法について幅広く検討し、危険な状況の解消を目指して効果的な対策を実施願いたいというものでございます。陳情事項としては、こちらの交差点の再点検、対策の再検討及び土浦市通学路安全プログラムにおける対策未完了箇所への追加という内容でございます。以降21ページには平成27年度から令和5年度までの土浦市通学路点検箇所一覧表からの抜粋。22ページに現地の状況写真、23、24ページにネット上の土浦二小に関する口コミの抜粋みたいなものが、添付されてございます。つづきまして資料25ページから31ページの受理番号14番、匂橋付近から下高津1丁目交差点の通学路点検に関する陳情書につきましては、26ページに趣旨と陳情事項がございます。趣旨といたしましては当該箇所に関しまして、土浦市通学路安全プログラムでの状況として、歩道が狭いとされているが、歩道は匂橋付近のコンクリート製張出歩道のみであり、路側体を歩行している現状に対して、外測線を引いて対応をという対策内容では、危険な状況に何ら変わりはないため、先ほどの13の陳情と同様、対策方法について幅広く検討し、危険な状況の解消を目指して、効果的な対策を実施願いたいという内容でございます。陳情事項といたしましては匂橋付近から下高津1丁目交差点の再点検、対策の再検討及び土浦市通学路安全プログラムにおける対策未完了箇所への追加というものでございます。添付資料といたしまして27ページが先ほどと同様に土浦市内通学路点検箇所一覧表からの抜粋28、29ページに状況写真。30、31ページにネット上の二小の口コミの記事が添付されてございます。恐れ入ります。つぎに、資料32ページから38ページ。こちらが受理番号15匂橋の管理瑕疵に関する陳情書となっております。33ページに趣旨と陳情事項が記載がございますのでお願いいたします。趣旨といたしましては、匂橋に関しまして特に高欄の損傷、老朽化が著しい上に、その高さは防護柵の現行の設置基準に適合しておらず、万が一転落等の防止、事故が転落等の事故が発生した場合は、市の管理瑕疵を問われるような状態が40年近く放置されていることは、市道の管理上、ゆゆしき事態だと考えるというような趣旨でございます。陳情事項としては匂橋の点検、改善修繕の計画実施となっております。添付資料は34ページが位置図、35、36ページが現地の状況写真。37、38ページに一般社団法人全国高欄協会作成の高欄改修のすすめの資料が添付しております。つぎに、39ページから43ページの受理番号16下高津一丁目13号線上にある張出歩道の管理瑕疵に関する陳情書。こちらにつきましては、資料の40ページに、陳情事項の記載がございます。趣旨といたしまして、下高津一丁目13号線上にある張り出し歩道に関して特に転落防止柵の老朽化が著しい上に、先ほど御案内した匂橋の陳情と同様にその高さは、防護柵の現行の設置基準に適合しておらず、万が一転落等の事故が発生した場合は市の管理瑕疵を問われるような状態が40年近く放置されていることは市道の管理上ゆゆしき事態だと考える。陳情事項といたしまして当該張り出し歩道の点検改善修繕の計画、実施というような内容でございます。41ページにその位置図、42、43ページに現地の状況写真が添付されてございます。あと受理番号17につきましては、資料のほう

44ページから50ページになっております。45ページのほうに趣旨、陳情事項の記載がございます。趣旨といたしましては下高津一丁目13号線上の開蓮橋に関して、特に高欄の損傷老朽化が著しい上に、先ほど御案内した二つの陳情と同様に、その高さは防護柵の現行の設置基準に適合しておらず、万が一転落等の事故が発生した場合は市の管理瑕疵を問われるばかりではなく、高欄の外側にあるガス管、水道管が損壊する可能性もあり、そのような状態が40年近く放置されていることは市道の管理上ゆゆしき事態だと考えるというような趣旨でございます。陳情事項といたしまして改善橋の点検、改善修繕の計画、実施というもので、添付資料46ページに位置図、47、48ページに現地の状況写真、49、50ページに先ほども御案内のとおり、一般社団法人全国高欄協会作成の高欄改修のすすめへ資料が添付されてございます。以上の陳情につきまして付託する委員会の方の御協議をお願いできればと存じます。よろしく願いいたします。

○吉田委員長 では、受理番号12 土浦第二小学校通学路の危険箇所・区間における生活道路用柵の設置に関する陳情書について、御意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特になければ、付託先ということで、産業建設委員会としたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは、受理番号12についてはただ今のとおり決定いたします。つぎに、受理番号13 土浦二小前交差点の通学路点検に関する陳情書について、御意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 それでは、受理番号13の陳情につきましては、通学路との点検ということもございまして、文教厚生委員会ということで付託先をしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それでは、受理番号13については、ただ今のとおり文教厚生委員会に付託をさせていただきたいと存じます。つぎに、受理番号14 匂橋付近から下高津一丁目交差点の通学路点検に関する陳情書について、御意見等はございますか。

○小坂委員 ちょっと参考までにですね匂橋って市の管轄だったのか、ちょっと私も道路路面はそうすけども、河川とか、ちょっと違うのかなと思うんで、その辺ちょっとわかれば教えてください。

○櫻井議会事務局長 橋梁としては、土浦市の管轄になっております。

○吉田委員長 ただ今、14番につきまして付託先は文教厚生委員会ということで御異議ございませんか。

○勝田委員 これハードの問題だと思うんですが。

○吉田委員長 匂橋付近から下高津一丁目交差点の通学路点検に関する陳情書というこ

とで、通学路の点検ということで、子供たちの安全安心に関わるということでの文教厚生委員会ということでの付託先と考えましたけれども、いかがでしょうか。

○田中委員 子供たちの通学路点検なので、文教でよろしいかなと思うんですけど。

○勝田委員 何というか、そのハードの部分の是正を求めているわけですから、私は産建なのではないかというふうに思うところもありますが、田中委員の意見も理解できますことから、委員長仰せのとおりで結構でございます。

○吉田委員長 それでは、受理番号14につきましては文教委員会に付託したいと存じます。御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それでは、受理番号14については、ただ今のおり決定をいたします。つぎに、受理番号15句橋の管理瑕疵に関する陳情書について、御意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございます。それでは、付託先は、産業建設委員会ということで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは受理番号15については、産業建設委員会に付託をさせていただきたいと存じます。つぎに、受理番号16下高津一丁目13号線路上にある張出歩道の管理瑕疵に関する陳情書について御意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございます。それでは、付託先は、産業建設委員会ということで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは受理番号16については、産業建設委員会に付託をさせていただきたいと存じます。つぎに、受理番号17開蓮橋の管理瑕疵に関する陳情書について御意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございます。それでは、付託先は、産業建設委員会ということで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは受理番号16については、産業建設委員会に付託をさせていただきたいと存じます。つぎに、受理番号18、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について事務局から説明を願います。

○元川事務局次長 つづきまして、受理番号18の請願1件につきましては、資料51ページから53ページにございます、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願で、紹介議員は奥谷崇議員、提出者は、茨城県教職員組合の執行委員長、ほか370名でございます。内容につきましては、5

3 ページの下記に記載がございますが、1 中学校での3 5 人学級の早急な実施とさらなる学級編成標準の引き下げ等、少人数学級の検討。2 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための、加配教員の増員・少数職種の配置増など、教職員定数改善の推進。3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るための、地方財源を確保した上での義務教育費国庫負担制度の堅持。以上について、国に意見書を提出することを求める、というものでございます。こちらの請願について、付託する委員会の御協議をお願いいたします。なお、以上の請願1 件、陳情8 件及びこの後御審議いただきます受理番号6 の陳情の提出者の情報のうち、個人情報に当たる個人の住所や氏名について、傍聴者及びホームページ公開用資料につきましては、個人情報保護の観点から、該当部分を黒塗りにしておりますことを申し添えさせていただきます。

○吉田委員長 それでは、委員の皆様から、御意見ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 特にないようでございます。それでは受理番号1 8 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については、付託先は文教厚生委員会ということで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは受理番号1 8 については、ただ今のとおり決定をいたします。つぎに、協議事項3 請願陳情によらない意見書。医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める意見書が、育成会より提出されましたので、御協議をお願いをいたします。育成会、矢口委員より説明を願います。

○矢口委員 今回、この意見書を提出させていただいたのは、皆様も御存知かと存じますが、後発医薬品、ジェネリック医薬品の品不足が全国的に発生しております。そんな中で、今回の意見書の提出に当たりまして、そういった背景、そして安定供給の確保並びにイノベーションの推進を図ることによって、こういった問題を解決していきたいという意見書であります。皆様方におかれましては慎重なる御審議の上、ぜひ御検討いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○吉田委員長 ここで私のほうから今回のこの提出までの流れについて少し説明をさせていただきますと存じます。まず議運で内々に付託をしてそして全協に報告をし、委員会にて協議、最終日の全協にて、4 分の3 以上の賛成。これが最終日の上程という形になります。先例2 2 請願陳情によらない意見書の提出については、全員協議会において、定数の4 分の3 以上の賛成があった場合、委員会提出議案または議員提出議案として、本会議に本会議に上程する。今回はこの中による厳しい財政状況に対し、地方税財源の充実を求める意見書を総務市民に内々付託した経緯がありますことを申し添えます。それではまず、ただ今矢口委員から説明がございましたが、まずこの依頼を取り上げることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 異議なしということで。それでは内々に付託する委員会は、どちらにいたしますでしょうか。御意見ございますか。特になければ、文教厚生委員会に内々付託する

こととしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それではつぎに、協議事項、土浦市市議会議場内、補助資料等ディスプレイ運用基準に関する申し合わせ事項の変更について協議をお願いいたします。

これは第2回定例会において一般質問における不穏当な姿勢の是正を求める要望書が育成会及び公明党土浦市議団より提出されたものによるものとなります。それでは事務局より説明を願います。

○元川事務局次長 ただ今委員長から御案内もございましたけれども、こちらの件につきましては前回の定例会時に郁政会会長及び公明党土浦市議団団長の連名により提出されました、一般質問における不穏当な姿勢の是正を求める要望書。こちらの中で、補助資料として議場内で投影された資料は、実在のものではなく、今後の計画に支障をきたす可能性があるとの理由により、議場内補助資料等ディスプレイの運用基準を見直すよう求めがあり、去る6月18日開催の当議会運営委員会に協議しました結果、9月議会までに先進事例等を参考に決定していくということになったものでございます。資料6、こちらが協議資料として作成した事務局案となっております。なおこちらの運用基準に関しまして、ディスプレイの運用については現行の基準におきましても明記されておりますとおり、議会が言論の府であることを鑑み、投影する補助資料は議員が自己の責任において作成した、必要最低限の枚数とし、会議録を読めば、その内容が理解できるような発言に努めることというのが、もうすでに規定されてございます。また投影する補助資料は議場内のみの表示とし、録画放映や配信では表示しないことというのももうすでに明記されてございます。こちらの事務局案につきまして御案内させていただきたいと存じます。大きな変更点は2点ございます。まず先ほどの要望書の中でも、理由として挙げられておりました、資料の内容の正確さという部分。あとは資料を作成者の責任について明記してる部分が主な変更内容となっております。資料の赤字で、変更箇所を表記してございます。順に御案内させていただきたいと存じます。まず1ページ目に補助資料作成、(2)内容という部分で、会議録というのが赤字になっております。こちらは以前は議事録だったんですけれども、こちらの運用基準の中で会議録議事録ということで、二つの表現がございましたので会議録に文言を修正した部分でございます。つづきましてその下(3)留意事項ということで、留意するとともに、こちらが赤字になっておりますけれども、以前は留意しというような表現だったものをちょっと強調する意味で留意するとともに、ということで表記を修正しております。一番大きな部分、下のいくつかの項目が挙げられている部分の、こちらを新たに追加するような案となっております。事実に基づいた正確な内容であること。こちらを加えまして以下繰り下げるような形へ修正している部分でございます。ページめくっていただきまして3ページをお願いいたします。こちら5その他の中で赤字表記になっております。会議録への影響に配慮するため、というのはこちら新たに追加してはどうかという事項で、こちらについてはすでに1ページのほうにも同様の内容が表記されているので、改めて強調する意味

で入れてはどうかということを追加した部分でございます。そのあと、動画放映配信にはという部分で動画が赤字になっております。こちらは以前は録画という表記だったんですけれども、こちらのほうを今後、例えばライブ配信とか、そういった部分も考えられるということで録画ではなく動画ということで、文言の修正をさせていただいております。引き続きページおめぐりいただいて、4ページ5ページこちらは申請書の様式になってございます。ただ今御案内した内容に基づく修正、あと本文のほうを私の責任において作成し、ということでこちらを追加しております。こちら先ほどの運用基準の冒頭で作成者の責任という部分で明記されておりましたので、こちら改めて表記してはどうかということを追加しております。その下の確認項目の部分、こちら先ほどの運用基準の本編の中でも御案内しました、上から三つ目になります、事実に基づいた正確な内容であること、こちらを入れさせていただいて御本人にも、申請する時にこちらをチェックしていただくような形。あとこちら運用基準の中での明記がございました事項で、改めて項目に加えてはどうかということ、一つ目言論の府であることを鑑み、必要最低限の内容及び枚数であることというものを追加してございます。以上の事務局案の元に議場内、補助資料等ディスプレイの運用基準の見直しについて、委員の皆様にご協賛をお願いしたいと存じますよろしくお願ひいたします。

○吉田委員長 それでは皆様から、ただ今の説明につきまして、御意見を賜りたく存じます。

○矢口委員 よく練られた内容だと思います。賛成いたします。

○勝田委員 内容に賛成でございます。確認なんですけど、動画とですね動画放映配信には表示しないという、その内容は賛成なんですけど、これ現在は映ってたんでしたっけ。

○元川事務局次長 現時点でも映っておりません。発言している方のその動画のみの配信となっております。

○田中委員 ちょっと確認なんですけど、私の責任において作成していうところの責任を持って作ってると思うんですけど、あと事実に基づいた正確な内容であることって書いてあるんですけど。計画段階であれば、自分でこう、決まってないんで、自分の責任でこれを作りましたっていうふうになってしまうんじゃないかなと思うんですけど。いかがでしょう。これ決定したやつを違うふうには報告するのは駄目だと思うんですけど、まだ計画段階で、1案には3もしくは10案ぐらいまである中の、これが一つなんだよってという話だったら、私の責任においてこれを作りましたって言われた時に、それも通るんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょう。

○元川事務局次長 御意見ありがとうございます。ただ今御意見いただいた内容。例えば計画の中でいくつか案があってということで、その計画の内容に相違なければ、そちらも公表してる計画と思われまますので、であれば、特に問題はないかと考えております。以上でございます。

○吉田委員長 補足でございますが、先ほどちょっと私のほうからも確認でまず、ディスプレイの使用目的というのは、あくまでも目的のところにあるとおり、自分の意見、これが私たち、しっかりと述べるということが第一義であり、その補足にディスプレイ

というものを使用するというものでございますので、そういった意味では、そのこのところをしっかりと踏まえて、私たちは言論の府ということで、言論による発言をしていくという、そこが一番肝心かなめということ、一応確認をさせていただきたいと存じます。その上でのディスプレイの使用ということでございますので、そこを認識をしておきたいなというふうに思った次第でございます。私のこれは意見でございます。その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 それでは、事務局説明のとおりということで、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは、こちらにつきましては、議会運営委員長より書面で議長に報告し、議長より全議員にメールにて周知させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。つぎに、協議事項(4)土浦市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

○元川事務局次長 資料7を御準備いただきたいと思います。こちらの件につきましては、国におきまして少子高齢化の中限られた人的資源のもとでも質の高い行政サービスを遂行し、国民の利便性向上と行政運営の簡素化、効率化を図ることを目的といたしまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律というものが公布されたことに伴いまして、土浦市議会の個人情報の保護に関する条例について所要の改正を行うというものでございます。資料は1ページが改正の案文になってございます。2ページから4ページが新旧対照表で、2ページと4ページの表中の赤字の部分、こちらが改正箇所でございます。それ以降、5ページからが改正法が掲載された官報ということで添付させていただいております。こちらの改正内容につきましては本条例で引用しております。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正による条項ずれを整理するのみの改正でございまして、規定する内容等に変更はございません。なお施行日につきましては、改正法の施行日が、資料9ページになるんですけれども、9ページでちょっと黄色いマーカで表示してある部分、改正法の施行日について同法の付則、第1条、第2号の規定によりまして、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日とされておりますことから、お手数でも資料を最初の1ページ目にお戻りいただきまして、1ページの改正案文の付則に記載がございまして、法の施行日に合わせて、改正法付則第1条、第2号に掲げる規定の施行の日からとするものでございます。本件につきまして内容等御審議をお願いしたいと存じますよろしく願いいたします。

○吉田委員長 それでは皆様御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 無いようでございますので、それでは条項ずれの整理のみでありますので、事務局説明のとおりということで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。本条例改正については、最終日の全員協議会において私から説明をした上で、委員会提出議案として提出することといたします。後程、皆様からの御署名をお願いをいたします。つぎに、協議事項（５）、継続案件、請願陳情の審査について受理番号６より高い倫理感と品位を持った議会運営に関する陳情書について協議をお願いをいたします。この案件に関しましては、６月議会において、会派持ち帰りとなっておりますので、各会派より、順次協議の結果の発表をお願いしたいと存じます。まず初めに、郁政会からお願いをいたします。

○小坂委員 いろいろですね議論をさせていただきまして、この内容についてですね、良いとか悪いというよりも、このようなことで出てきたものはですね、個人の攻撃のようにも若干取れますので。陳情としてはそぐわないではないかなというふうに思っておりますというのが結論でございますので。私どもは私どもの会派としては、不採択としたいなと思っております。

○吉田委員長 ありがとうございます。つづきまして、新勇会お願い申し上げます。

○田中委員 新勇会。田中でございます。より高い倫理感ということで、我々社会人として一般のコンプライアンスを持って挑んでいると思っておりますので、さすがにテレビ等でも報道されたようにゲームをやっていると、そういうようなことは、絶対ありえないことだと思いますので、我々倫理を持って生活して、議会に挑んでますので、やはり先ほど小坂委員が言われたように、不採択ということで。

○吉田委員長 わかりました。それでは、公明党土浦市市議団お願い申し上げます。

○目黒副委員長 審議させていただきまして、まず陳情の１番につきましては、すでにあります土浦市市議会基本条例第１０条ですね。また市議会議員の政治倫理に関する条例、こちらは第２条。こちらをしっかりと遵守して、この政治倫理に対して守っていきたいと思います。こちらの陳情のつづきまして２番３番につきましても、土浦市市議会規則ですね。こちらは第３章の第４４条、また第４９条。こちらをですねしっかりと踏まえて参りたいと思います。またこの４番につきましても、各議員が土浦市議会基本条例等をしっかりと守っていくってということで、心構えも持っていければ、この特に陳情に対しても、もうすでにこのような条例とか規則があるので、陳情に対して、特にこちらのほうでも必要はないのかなと思いますので、私どもとしまして公明党の市議団としましても、不採択という結論になりました。以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。各会派からの御意見をちょうだいいたしました。いずれも不採択ということでございました。その他御意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 私も皆様と同様に土浦市条例、議会条例、そういったものをしっかりと踏まえて、一人一人が倫理感を持って、さらに向上心を持って取り組んで参りたいと、そのように思った次第でございます。それでは、この受理番号６より高い倫理感と品位を持った議会運営に関する陳情書につきましては、不採択とすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 それでは受理番号6については、ただ今のおり決定をいたします。つぎに、協議事項6 台南市との友好交流協定締結記念事業に対する議員派遣について協議を行います。事務局から説明をお願いします。

○元川事務局次長 資料9をお願いいたします。本件につきましてはこちらの資料9の2目的に、こちらに記載のとおり、友好交流協定締結記念事業といたしまして台南市への団体視察に、市議会を代表して参加し、両市議会及び市民との交流を深め、友好交流都市関係のさらなる強化を図ることを目的としているもので、今回の訪問では特に観光、産業などを各分野での両市の交流及び連携を深め、市の様々な国際交流施策の充実、強化に資する活動を行うというものでございます。また資料の4番、その他の1点目に記載がございますけれども、本事業を担当いたします市民活動課より、観光産業の分野での交流については先方からの要望とのことで、今回の訪問は執行部のほうは市長及び随行職員1名のほか、現時点で市民の関係者20名程度の同行を予定しているとお話がありました。なおこちら市民の参加者につきましては、自己負担ありということで、まだ負担割合等は補助は若干出す予定ということで、その割合等は未定ということでございます。まず、内容について1番日程でございますけれども、令和7年、来年1月14日火曜日から19日日曜日のうちの4日間を予定しております。3番予算につきましては要求時には、こちらの目的等がまだ未定だったこともございまして、昨年度の訪問に基づいて、議員4名、随行1名、計5名分という、マックスの予算を今年度、当初予算に計上してございます。ただし、こちらをすべて使わなければならないということではないことを申し添えさせていただきます。また4その他の2点目に記載がございますとおり今回選出された方々につきましても、昨年度の訪問者の方と同様に報告書を提出していただくとともに、所属する常任委員会において報告をしていただいて、常任委員会での活動に生かしてもらいと存じます。なお参考といたしまして4番の3点目、1番下の部分に、昨年度の台南市への訪問実績ということで記載させていただいておりますが、過去に姉妹都市であるパロアルト市の派遣団の選出をした際には、常任委員会からの選出については、一度行かれた方は御遠慮をいただいて、1人でも多くの方というような選出を行った経緯がございます。以上の内容を踏まえまして台南市への訪問者の人選についての御協議をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○吉田委員長 ちょっと確認をしたいと存じます。今お話があったことについてちょっと確認なんです。まず台南市から今回、産業観光について、その関係者をお願いをしたいよということですね。

○元川事務局次長 今回の産業観光を中心での交流ということは、先方からの要望に基づいて、まだ内容までは、詳しく煮詰めていないそうなんですけれども、そちらの二つのジャンルを中心に交流を深めるという目的での訪問という話でございました。

○吉田委員長 あともう1点なんですけど、議員4名となっているけれども、先ほどあったとおり、必ずしもこの最大数を提示をしてくださっておりますけれども、必ずしも4名を選出するというのではないという認識でよろしかったでしょうか。

○元川事務局次長 予算要求の時点では、全くその訪問内容とか目的のほうは未定とい

うことでしたので、昨年度の実績、1回目の訪問のときが一番マックスでの人数で訪問しておりまして、その内訳に基づいて、議員4名、職員1名ということで、最大限の予算を念のため確保してあるというような状況でありまして、そちらを全部無理して使うというような必要はございませんので、その辺だけちょっとお申し添えさせていただいた次第でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは委員の皆様、ただ今の説明について御意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございますね。それでは、台南市との友好交流協定締結記念事業に対する議員派遣については、いかがいたしましょうか。産業建設委員会が該当するかなというふうには存じますが、ただ4名がこのもし成立してしまうとつぎに、ですね、今産業建設委員会からはすでに寺内議員さんそれから平石委員長がもういってらっしゃいますので、そういった意味から、また島岡議長もそこにいらっしゃるということで、つぎに、4名いってしまうとですね。また報告書も同じような報告書ということになりますので、その辺ちょっと踏まえて、人数等々、或いは委員会も含めてちょっと御協議いただければというふうに思います。

○小坂委員 4人の予算を組んでるということは、あるということで、お伺いしましたんでそうすると例えば、今回4人行っちゃうと、もう予算ないよって話になっちゃうということなのかなと思いますし、それから例えば、2人で、例えば2回とか次の機会にと。そういう意味で予算って組んでるんですかね。

○元川事務局次長 こちらで把握してる訪問については、今回の協議していただいている、1回のみでございますので、これをつぎに、回すということはまだちょっと見込めないような、市民活動課のほうで年度内にもう1回とか、そういった話があればまた変わって参りますけれども、現時点での計画では今年度これ1回の訪問ということですので、そこで例えば4名のところを2名しかいかなかったということであれば、不用額でその分、補正予算で落とすような形になるのかなと思います。以上でございます。

○田中委員 各委員会1人ずついったらいかがでしょうか。議長が行ってるんで副議長。

○吉田委員長 そういう御意見ということで承ります。ただ趣旨っていうか、今回求められているところが台南市からの産業観光と、そういうことで来ておりますので。産業観光といいますと、まずは産業建設委員会で自転車も入るとすればですね、そういう広げ方であれば、総務市民委員会も、もしそういったことも考えられるかなというふうに私は思うところでございますが、元川次長その辺は何か個人的な御意見でも結構でございますけれども。

○元川事務局次長 こちら市民活動課のほうにちょっと何度も足を運んで情報を入れておりますけれども、なかなかまだ未定の部分が多いということで。産業観光と漠然に言っても、いろんなジャンルがございますので、この前ちょっとお話が出た中では、今委員長おっしゃった自転車花火レンコン辺りをメインで、ということで今検討中という話もございました。ですので、自転車という部分では、公室のほうに室がございますので、

総務市民も若干関係してくる部分も出てくる可能性はあるかなと考えております以上で
ございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。ただ今元川次長からのお話もございました。その
辺含めますと、皆さんいかがでしょう。まずは4名選出するか、しないかというところ
からと思うんですけれども。いかがでしょうか。

○勝田委員 なるべく多くの人にいていただきたいという趣旨もあるようですから、
4名選出で、あとは委員長に私は一任いたします。

○吉田委員長 総務市民委員会、それから産業建設委員会、2名2名というようなこと
でもよろしいのかなと思うし、なかなか決めにくいんですけど、総務市民が1名或いは
産業建設が3名ということも考えられるんですが、ただ産業建設さんまたつぎに、こう
いう機会があった時にですね、1回行った人はなかなかちょっと行かれないという状況
も出てきますと、やっぱり委員会としてのね、次以降いろんなことが変わってくる中で
行かなくなるということは、ちょっと困るかなというふうに私は考えますので。

○島岡議長 また、市の様々な国際交流施策の充実強化と、今回、小学生、中学生との
交流というところも、私、見逃せない部分かなと少し思っております、そういった部
分では、文教厚生さんの部分でもあるのかなという、そういう気もいたしまして。はい。
その辺も御理解いただきたいなと思います。

○吉田委員長 議長からの御意見でございます。目的の最後のところにですね、市の様々
な国際交流、施策の充実、強化に資する活動を行うということがあるということ、そ
ういう御意見もいただいたところでございます。どうでしょうか。今の考え方。文教も
いかがかというお話もございましたけれども、委員の皆様から何かございますか。

○矢口委員 いやいやちょっとわからないですね難しいですね、広がって。今議長から
お言葉いただいている私も文教厚生委員会の委員長の立場としては委員会からもぜひ1名
派遣していただきたいという思いはありますので、1名ずつ、各委員会1名ずつプラス。
副議長がもし行かれるのであれば、この枠でということで4名でいかがでしょう。

○鈴木副議長 現在、体調の部分でただ今のところはちょっと。遠慮させていただき
たいと思います。ありがとうございます前段のお話、ありがたいお話かなというふうに
思うように思うところがございますが。はい。

○吉田委員長 それではもうちょっと決めていきたいと存じます。議長の御意見も拝聴
しながら、総務市民1名、そして文教厚生委員1名、そしてまた産業建設から2名とい
う、そういう形で産業経済部の観光、そこが重点的に2名ということでさせていただ
ければなというふうに思うところがございますが。

○田中委員 今委員長が産業建設が2名入ったと思うんですけど。総務1名、文教1
名、産業建設1名と、副議長代理で議運の委員長。

○吉田委員長 ありがとうございます御意見ありがたくちょうだいいたします。先ほど
申し述べさせていただいたとおり、総務市民1名、そして文教厚生委員1名、そして産
業建設委員会から2名ということで決定をしていきたいと思いますが、御異議ございま
せんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは4名ということで、ただ今のとおりといたします。つぎに、協議事項(7)議員研修会の開催について協議を行います。事務局から説明をお願いします。

○元川事務局次長 資料を10をお願いいたします。最後の案件でございます。こちら議員研修会につきましては、去る7月8日に公共施設包括管理に関する研修を実施したところでございますが、今年度2回目の議員研修会を開催することとなりましたので、御案内申し上げます。研修の内容につきまして、開催日時は10月16日水曜日の午後2時から3時30分、場所は議場にて、講師は、昨年度に引き続き、株式会社廣瀬行政研究所代表の廣瀬和彦氏をお招きして実施いたします。演題は、「議員としてのコンプライアンスと質問について」を予定しておりますので、是非御参加いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○吉田委員長 ただ今の件につきましては御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございますので、議員研修会の開催については、事務局説明のとおりということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それではただ今のとおりといたします。そのほか事務局ございますか。

○櫻井議会事務局次長 ございません。

○吉田委員長 本日の資料で、各議員に非公表とするものはございますか。

○元川事務局次長 ございません。

○吉田委員長 では、すべての資料を公表といたします。

○勝田委員 今のは事務局の御意見わかったんですが、このメンバーの中で、公表にするもの。非公表にすべきものがあるかどうかという同意を取られてはいかがでしょうか。事務局は、非公表はありませんということなんですが、このメンバーの中で、先ほどの議論の経緯からしますと、公表とする資料に関して御意見を持っているメンバーがいるかもしれませんので、意見をちょっと聞いていただいて、皆さんの採択というか、御意見を聞かれたらよろしいんじゃないかと思うんですけど。

○吉田委員長 わかりました。最後にちょっとお話をさせていただきたいと存じましたが、受理番号10のですね、市議会議員の公職選挙法遵守に関する陳情書につきましては、これにつきまして、議長より、全協においてまずは口頭のみというお話がございましたが、これにつきまして、今勝田委員のおっしゃってることは全体の中での非公表、委員会としてはそういうことでしょうか。

○勝田委員 今日の資料すべてのものに関して、非公表とすべきものがあるかどうかということで、まず今のだけではないんですけど。

○吉田委員長 勝田委員から、ただ今御意見がございました。委員の皆様の中で、これは非公表としたほうがいいのか、あるいはそのまま公表でよろしいのか。そういう御意見があれば。

○小坂委員 原則、公表ということなんですが、これまでにですね公表しないという、

そういう、例えば特定の事例に対してというような、先例等とかはあったんでしょうかということ。それで原則公表で今日公表しないということの理由づけというものをやはりしっかりと議論されなければならないと思いますのでよろしくお願いいたします。事務局いかがでしょうか。

○吉田委員長 ただ今の小坂委員の質問に関しまして、公表とする公表としない、まずその線引きについて何か規定があるのかなのか、その辺はつきりしとかなないと今後についても、とても困ることもございますのでその辺何かあれば。

○鈴木副議長 10の取り扱いについてなんですけども、全協で議長が口頭で報告するわけですね。全協の議事録の部分も公表するかどうかということまでできてしまうんで、そこは少し慎重に。私自身は非公表と思うんですが、先ほど小坂委員がおっしゃったように、そこに対する正当な判断理由がないと、私たち全体が弱くなってしまいます。

○小坂委員 先例は多分あんまり私も聞いたことはないんであれですけども、前はですね、長い間公開されてなかったのがあったと思うんで、ですから、今回、この事例に関して、議長より口頭でやりますという話なんで、そのことについて、口頭でよかろうかということ議論されればよろしいのかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは、議長から、全員協議会で口頭でこのことを伝えるという、そういうお話をいただきましたので、それをもって了承をし、するかしないかというその辺の判断ということになりますので、何かそのことに対して、議長の意見と、ここを変えて欲しいとか何かございましたら、その辺の御意見あればお伺いしたいというふうに思います。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特になしということですので、議長の御判断のとおり、はい。全協にて口頭でお伝えいただくということで、どうぞよろしくお願いいたしますと存じます。

○小坂委員 ちょっと付け加えさしていただきたいんですが、この市議会議員の公職選挙法を遵守に関する陳情書ということなんですけど、この中身、実際の話、公職選挙法チェックリストってこれ個人の方が作られたものですね。ですから例えば内容的にですね、これを公表されたら、まさにこれが公職選挙チェックリストというふうに誤解されるということもなきにしもあらずなんで、やはり公開されるべきではないのかなというのが私の個人的な意見でございますのでよろしくお願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。大事な視点というふうに私も思います。ありがとうございます。また個人名は載せておりませんが、個人に対する事の取り扱いということにも、そういう恐れもございますので、私としては、やはりこれは公表しないということしていきたいというふうに存じます。それでは議長のお話のとおり、そのようにさせていただきたいと存じます。貴重な御意見ありがとうございます。それでは、そのほかの資料は公表ということで。その他、ございますか。

○吉田委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様で

した。